

工事希望申込受付事務取扱手続

昭和57年 9月 1日施行
平成12年 3月 1日改正
平成12年 7月 7日改正
平成14年 3月27日改正
平成17年 3月22日改正
平成26年 8月28日改正
平成28年 5月31日改正
令和 2年12月 4日改正
令和 4年12月23日改正
令和 7年 1月20日改正
令和 8年 3月23日改正
(7水経契第601号)

当局の発注工事のうち事前公表した工事に係る希望申込受付事務取扱手続は、次のとおりとする。

1 対象工事

工事発注予定の事前公表事務取扱手続に基づき事前公表を行った工事を対象とする。
ただし、一般競争入札案件及び工事請負年間単価契約案件は、5(2)から(11)までの規定について対象から除く。

2 工事希望申込みの受付基準

原則として、電子入札システムによる工事希望申込み（以下「電子申込み」という。）のみ受け付けるものとする。

紙による工事希望申込み（以下「紙申込み」という。）については、特定調達等あらかじめ紙申込みを認めたもの、電子入札システムの支障等により紙申込みを認めるもの、などの場合に限り、受け付けるものとする。

3 紙による工事希望申込みの受付場所

各契約担当部署の所定の場所で受け付ける。

4 工事希望申込みの受付日時

電子申込みについては、当該工事案件に関する希望申出期間内で、電子入札システムが

稼働している時間中のみ受け付けるものとする。

紙申込みについては、当該工事案件に関する希望申出期間内で、開庁している時間中のみ受け付けるものとする。

5 工事希望申込みの受付方法

- (1) 工事希望申込みは、電子申込みにあつては電子入札システムに関し、別に定めている「希望票兼予定監理技術者等調書」により、紙申込みにあつては「工事希望票兼予定監理技術者等調書」(別紙1)(以下両方の調書を合わせて「申込書」という。)による。
- (2) 工事希望申込みは、一業種につき4件まで申し込むことができる。
- (3) 同一業種に2件以上の希望申込みがあり、いずれかの案件を指名したときは、原則として同一業種の他の案件の希望申込みは失効する。
また、別業種にそれぞれ申込みのある場合は、一業種につき指名しても、他の業種の希望申込みは失効しない。
- (4) 同一業種に2件以上の希望申込みがある場合、優先順位は受け付けられない。
- (5) 等級格付工事においては、発注等級に該当する者の希望申込みのみ受け付ける。
- (6) 順位格付工事においては、競争入札参加資格の審査結果において当該業種の有資格者の希望申込みを受け付ける。ただし、予定価格が500万円未満の案件については、無格付の者についても希望申込みを受け付ける。
- (7) 発注条件を付している案件においては、その条件を満たしている工事希望申込みを有効なものとして取り扱う。なお、管の布設を伴う水道施設工事の発注においては、配水管口径別指名条件に基づく口径条件を満たす管工事実績を有する者の希望申込みを有効なものとして取り扱う。
- (8) 事業協同組合(以下「組合」という。)とその組合員が同一の案件に希望申込みした場合、いずれかが指名されると、他の者の申込みは失効する。
- (9) 組合の申込みは、施工予定人とその出資比率及び連帯保証人をあらかじめ申込書に裏書きし、また、理事長印で証明した受注委員会の議事録の写しを添付したものを受け付ける。
- (10) 組合の施工予定人が、同一業種その他案件で希望申込みにより指名された場合は、原則として、組合の希望申込みは失効する。
- (11) (8)、(9)、(10)のほか組合の取扱いについては、事業協同組合に対する建設工事等発注事務要綱に基づき処理する。
- (12) 申込みの取消しは、希望申出期間の最終日時までとする。その後の取消しは認めない。
- (13) 申込書の記載事項に虚偽があった場合は、その希望申込みを無効とすることができる。

6 申込書の処理

- (1) 電子申込みで受け付けた申込書は、電子入札システムにより受理確認し、当該申込者に受理書を送信する。
- (2) 紙申込みで受け付けた申込書は、電子入札システムに入力する。

7 申込書の保存

紙による申込書は、希望申出期間の終了後、6ヶ月間保存する。ただし、落札者の紙による申込書は、起工原議とともに保存する。

電子入札システムによる申込書は、希望申出期間の終了後、6ヶ月間データ保存する。

附 則

この事務取扱手続は、平成26年9月16日から施行する。

附 則

この事務取扱手続は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この事務取扱手続は、令和2年12月7日から施行する。

附 則

この事務取扱手続は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この事務取扱手続は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この事務取扱手続は、令和8年4月1日から施行する。